

# 三重県広域受援計画及び三重県市町受援計画策定手引書改定業務委託 業務仕様書

## 1 目的

三重県では、平成 30 年(2018 年)3月、南海トラフ地震等の大規模災害時において、国や他都道府県等からの広域応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、「三重県広域受援計画」(以下、「県広域受援計画」という。)を策定した。

また、平成 31 年3月には、県内市町が受援活動を円滑に実施するために必要な市町受援計画を策定するための「三重県市町受援計画策定手引書」(以下、「市町手引書」という。)を策定し、継続的な見直しを実施してきた。

本業務においては、能登半島地震の支援活動を通じて得られた様々な気づきをまとめた「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」や、令和8年3月に公表した新たな南海トラフ地震被害想定等を踏まえ、県広域受援計画及び市町手引書の改定を行う。

## 2 業務名称

三重県広域受援計画及び三重県市町受援計画策定手引書改定業務委託

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

## 4 業務概要

### (1) 業務内容

#### ア 検討に必要な資料・事例等の収集・分析

広域受援計画の改定に資するため、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等の被災自治体における受援事例や、新たな南海トラフ地震被害想定や他の自治体等が策定した受援計画、内閣府の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」など、受援に関する文献・報告書その他資料を収集及び分析を行う。

#### イ 他機関の支援を円滑に受け入れるために必要な項目の特定・提案

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際に、国や都道府県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するために必要な項目について、上記アで分析した結果を含めて探り出し、県広域受援計画にリストアップすべき項目(後述の工【詳細の業務内容(案)】に列挙されていないものを含む。)を提案する。

#### ウ 防災拠点候補の調査・更新

現行の県広域受援計画に記載のある防災拠点候補(平成30年以降に追加した拠点候補を含む約200箇所:別添参考資料参照)について、拠点カルテの作成・更新を行う。

#### 【防災拠点の種類】

- ① 救助活動拠点
- ② 災害拠点病院カルテ
- ③ SCU カルテ
- ④ 広域物資輸送拠点
- ⑤ 地域内輸送拠点

- ⑥ 製油所
- ⑦ 海上輸送拠点

【拠点ごとの調査・整理項目】

- ① 所在地（県内位置図、津波浸水想定・土砂災害警戒区域等との関係）
- ② 緯度・経度、UTM座標
- ③ 最寄インターチェンジ
- ④ 施設管理者
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 施設種別
- ⑦ 総敷地面積
- ⑧ 平常時の利用状況
- ⑨ 営業時間、休業日
- ⑩ 災害時の指定（市指定避難所等）
- ⑪ 屋内施設の保有設備
- ⑫ 屋外施設
- ⑬ 通信設備
- ⑭ 駐車場面積、駐車・駐機台数
- ⑮ 周辺施設（燃料補給所、宿泊施設）
- ⑯ 敷地外からの進入状況（道路幅等）
- ⑰ 耐震性
- ⑱ 施設及び施設周辺の写真
- ⑲ その他発注者から指示のあった項目

なお、更新等にあつては、調査の結果を基に、一覧表及び拠点施設候補毎のカルテ形式の資料を作成するものとし、三重県防災情報プラットフォームの地図データ上に各拠点候補の所在地をプロットするため、防災拠点候補の所在地データにあつてはSHP、KMLまたはKMZ形式のデータで作成すること。

## エ 県広域受援計画の改定（案）の作成

改定（案）の作成のため、関係機関等と打ち合わせ等による検討を行い、アの分析結果及びイの必要な項目の提案をふまえ、改定（案）を作成する。

このとき、打ち合わせの企画や進め方についても立案し、検討のための資料を作成するとともに、打ち合わせ等に同席して出席者の発言等を記録、論点を整理した議事概要を作成すること。

### 【詳細の業務内容（案）】

計画の項目・業務内容は以下のとおり想定している。

#### 第1章 総則

- ・大規模災害時の受援の重要性、南海トラフ地震の発生の懸念、能登半島地震等、近年発生した地震等の教訓を記載
- ・広域応援の枠組みである「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン等を記載

#### 第2章 緊急輸送ルートに係る計画

- ・道路啓開計画見直しにかかる緊急輸送ルートの修正
- ・新たな南海トラフ地震被害想定をふまえた修正

### 第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

- ・被害想定をふまえた進出拠点・救助拠点の見直し
- ・国の具体計画に基づく広域応援部隊を受け入れるために必要な進出拠点の面積等の定量分析
- ・各種拠点のマッピング  
(視認性向上のため、進出・救助拠点や広域防災拠点等の各種拠点を地域ごとにマッピングを行う)
- ・空路及び海路を活用した支援活動の充実

### 第4章 医療活動に係る計画

- ・国の各種計画や他自治体等が策定した計画をふまえた修正
- ・能登半島地震の気づきをふまえた記載内容の充実

### 第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに係る計画

- ・国の各種計画や他自治体等が策定した計画をふまえた修正
- ・能登半島地震の気づきをふまえた記載内容の充実

### 第6章 物資調達に係る計画

- ・国のプッシュ型支援物資量を受け入れるために必要な県広域物資拠点のスペースの定量分析

### 第7章 燃料調達に係る計画

- ・国の各種計画や他自治体等が策定した計画をふまえた修正
- ・能登半島地震の気づきをふまえた記載内容の充実

### 第8章 ボランティアの受入れに関する計画

- ・国の各種計画や他自治体等が策定した計画をふまえた修正
- ・能登半島地震の気づきをふまえた記載内容の充実

### 第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画

- ・国の各種計画や他自治体等が策定した計画をふまえた修正
- ・能登半島地震の気づきをふまえた記載内容の充実  
(応援職員の活動スペース、宿泊施設のリスト、情報共有体制等の追記)

## オ 「県広域受援計画」(概要版)の作成

県広域受援計画の内容、改正概要を分かりやすく示した概要版を Microsoft 社の PowerPoint に対応した形式で作成する。

## カ 市町手引書の改正

市町手引書とは、県広域受援計画で示した市町の対応のポイントをよりわかりやすく詳細に記載したもので、県広域受援計画と連携した受援活動を円滑に実施するために必要な「市町受援計画」を策定するための作業手順などに焦点を当てたものである。

### (ア) 検討に必要な資料・事例等の収集・分析

市町手引書の改定に資するため、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等の被災自治体における受援事例や、新たな南海トラフ地震被害想定や他の自治体等が策定した受援計画、内閣府の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」など、受援に関する文献・報告書その他資料を収集及び分析を行う。

### (イ) 市町手引書の改定(案)の作成

県広域受援計画の修正に応じて市町手引書の改定内容の検討を行い、改定(案)を

作成する。

なお、市町手引書は、「市町受援計画」を策定するためのワーク（作業手順）やポイントなどをまとめたものであることから、「県広域受援計画」が定める分野のうち、市町の受援活動の役割が重要となる「自治体応援職員の受入れ」、「支援物資の受入れ」、「ボランティアの受入れ」の主要3分野を中心に、県広域受援計画の改定内容や近年の災害の教訓を踏まえて改定すること。

## (2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

### ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙媒体（A4サイズで両面印刷したもの）1部と電子データ（Microsoft社のWord又はExcelに対応した保存形式）を提出するものとする。

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| (ア)「三重県広域受援計画」の最終案                   | 1部  |
| (イ)「三重県広域受援計画」(概要版)                  | 1部  |
| (ウ)防災拠点候補の調査結果<br>(一覧表形式、カルテ形式、元データ) | 各1部 |
| (エ)「市町手引書」の最終案                       | 1部  |
| (オ)議事概要・打合せ記録                        | 1部  |
| (カ)(ア)～(オ)の原稿(電子データ：DVD-R)           | 一式  |
| (キ)防災拠点候補の所在地データ(電子データ：DVD-R)        | 一式  |

・電子データについては、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013またはMicrosoft PowerPoint2013で編集可能なファイル(図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの)及びAdobe Acrobat XI Standardにてテキスト、図、画像などを含む成果品全体と同等の内容が閲覧できるもの(ファイルサイズについては、成果品はホームページで提供する場合があることを考慮し、再現性を大きく損なわない範囲でできる限り圧縮を図ること。)を提出すること。なお、(キ)のデータは、SHP、KMLまたはKMZ形式とすること。

・受託者は、成果品として提出した電子データが正しく読むことができないなど、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読めるように入力し直すなど補修作業を行うこととする。

・発注者は成果品の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭において成果品を作成するとともに、成果品内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得る等の作業を行うこととする。

### イ 提出期限

3に記載している履行期間とする。

## 5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 6 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排

除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県防災対策部災害対策推進課 企画体制整備班 担当：矢形、富山

電話：059-224-2189 電子メール：staisaku@pref.mie.lg.jp